社会福祉法人厚生館福祉会役員及び評議員等の 報酬及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人厚生館福祉会(以下「法人」という。)の役員及び 評議員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において役員とは理事及び監事を言う。
 - 2、 報酬は、役員及び評議員、監事、評議員等に着任しているだけでは、支給の 対象にはならない。
 - 3、 報酬は、次に揚げる項目の場合のみ支給される。
 - (1) 理事長または理事長代行の職にあって、常時法人の運営及び事務に従事している間。
 - (2) 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会の出席をした場合。
 - (3) 法人の監査に監事が出席した場合。
 - (4)役員及び評議員が理事長の命令により会議(内部、外部)、出張並びに 研修等に出席した場合。

研修および会費

- (5) 法人の運営上に、出張において必要とされる事務等または、その管理を行った場合。
- (6) 費用とは、会議、出張並び研修等の参加に要する、旅費、交通費を言う。
- 4、 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席する為の費用は、交通費として1回につき3,000円を支給する。

(報酬等の支給)

- 第3条 報酬は、その都度支給する事を原則とする。
 - 2、 複数日の会議、出張及び研修等の出席に対する報酬並びに出席に要する旅費、 交通費は、まとめて、指定の有った口座に振り込む事が出来る。
 - 3、 研修等において主催者の意図で参加費、旅費等が事前に請求があった場合に は、理事長の判断において、支払いを行うことが出来る。
 - 4、 報酬の支給は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いたもので支給する。

(報酬の額)

- 第4条 報酬は、理事会、評議員会、監査、評議員選任解任委員会のそれぞれ一回 ごとの出席にあたり、決められた額を支給する。
 - (1) 理事、監事の理事会の出席は、11,137円を支給する。
 - (2) 評議員の評議会出席は、11,137円を支給する。
 - (3) 監事の法人監査出席は、22,274円を支給する。
 - (4) 評議員選任・解任委員会の外部委員が、評議員選任・解任委員会に 出席する場合は、22,274円を支給する。
 - 2、 会議、出張並び研修等の出席は、理事長の出席命令簿および報告書の提出を 以って、1回につき、33,411円を超えない金額を報酬として支給する。
 - 3、 第2条、第3項(1)に示す間、毎月200,000円を支給する。

(補償)

第5条 理事、監事及び評議員は法人の活動中の事故並びに怪我に見舞われた際、 法人にその補償を求める事は、出来ない。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を持って行われる。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日をもって施行する。